

水道事業経営の現状と課題

総務省自治財政局
公営企業経営室

1. 水道事業及びその経営の概況

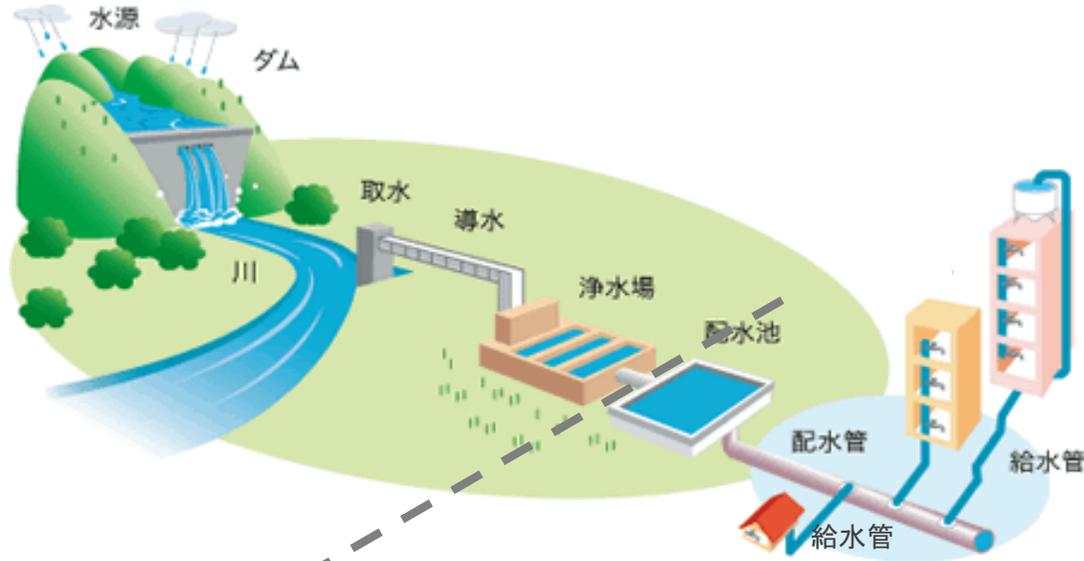
水道事業の概要

水道事業とは

水道事業

(一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、市町村経営が原則)

- ・上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業
- ・簡易水道事業：給水人口が101人以上5,000人以下の事業



水道用水供給事業

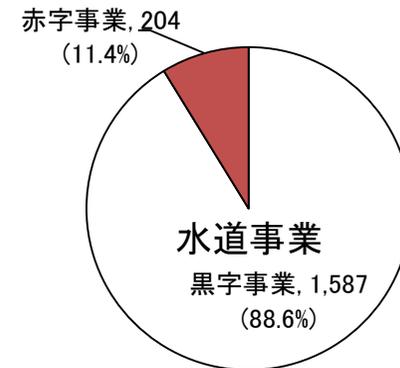
(取水から浄水処理までを行い、水道事業者へ水道水を供給する事業)

(出典)厚生労働省資料(総務省が一部加工)

水道事業の経営主体

	事業数 (計)	公営				
		都道府県営	指定都市営	市営	町村営	企業団営等
上水道事業 (末端給水事業)	1,251	4	19	664	510	54
簡易水道事業	474	—	2	79	391	2
水道用水供給事業	69	21	1	1	—	46

経営状況



※「経営状況」の事業数は、「水道事業の経営主体」の事業数から建設中の事業等の数を除いたもの

(出典)令和2年度地方公営企業決算状況調査

水道事業に係る基本的な地方財政措置スキーム

【措置の概要】

上水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出等の措置は原則として講じていない。
簡易水道事業については、資本費負担の軽減を図るため、国庫補助金等を除いた簡易水道事業の建設改良に要する経費に対して地方財政措置を講じている。

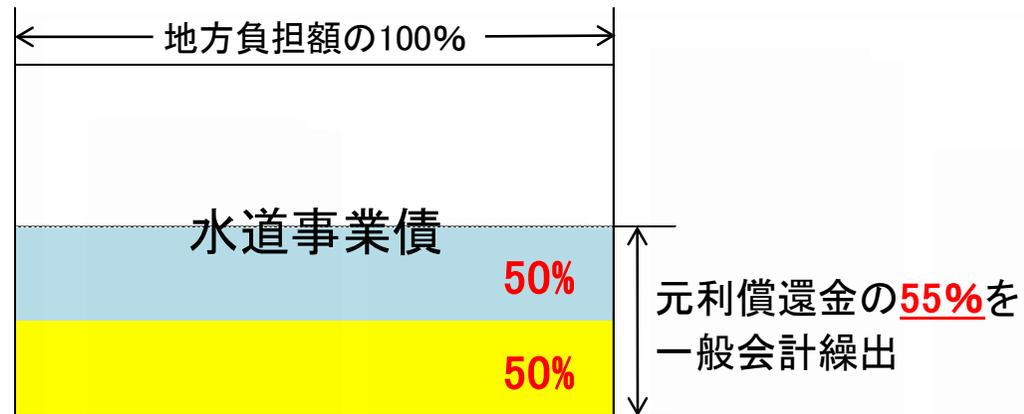
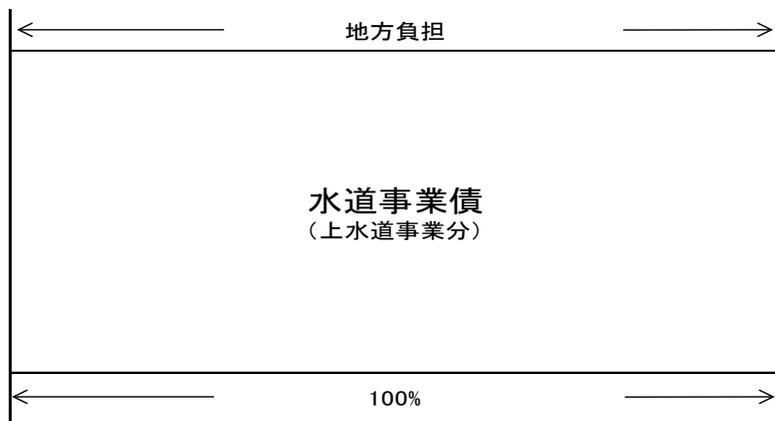
【スキーム】

【上水道】

【簡易水道】

簡易水道事業の建設に要する経費

<上水道事業> 単独



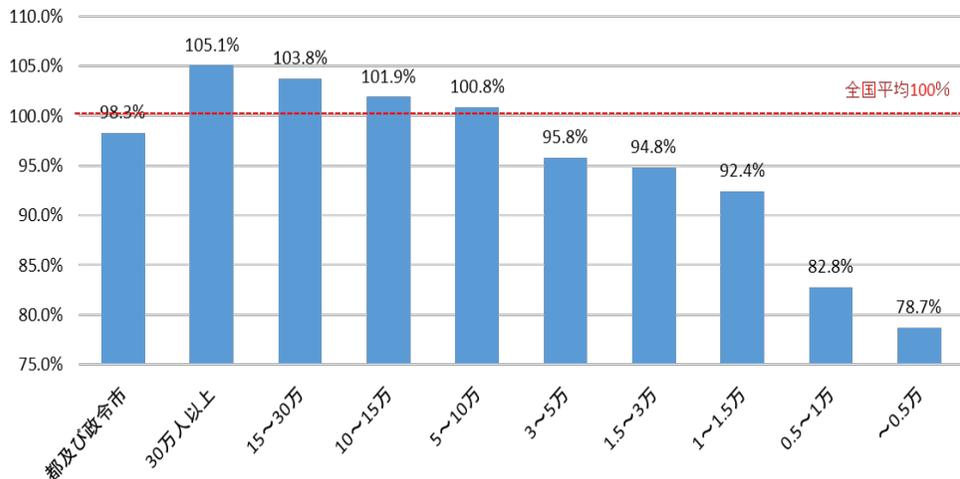
元利償還ベースで普通交付税措置
※H23年度債以降は特別交付税措置
給水人口ベースで普通交付税措置

2. 水道事業をめぐる課題

水道事業の現状と課題

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

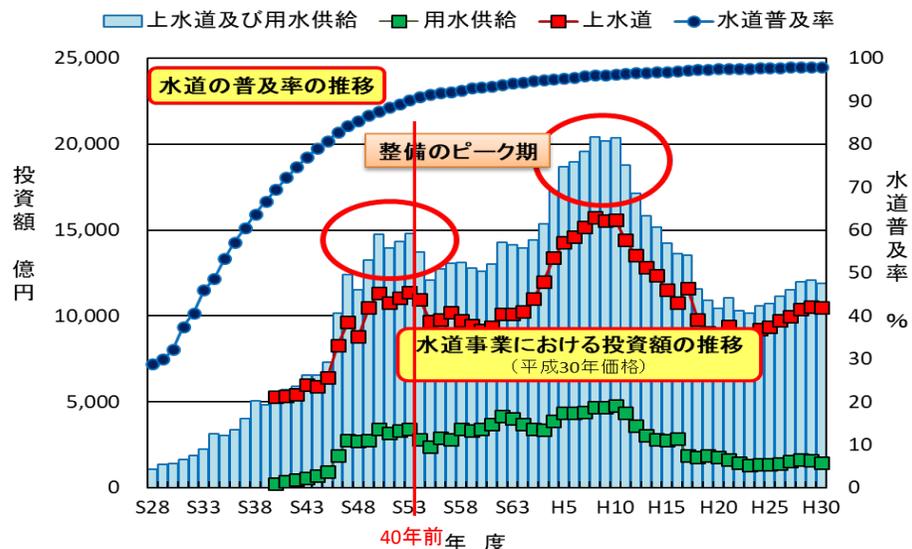
上水道事業における給水人口別の料金回収率



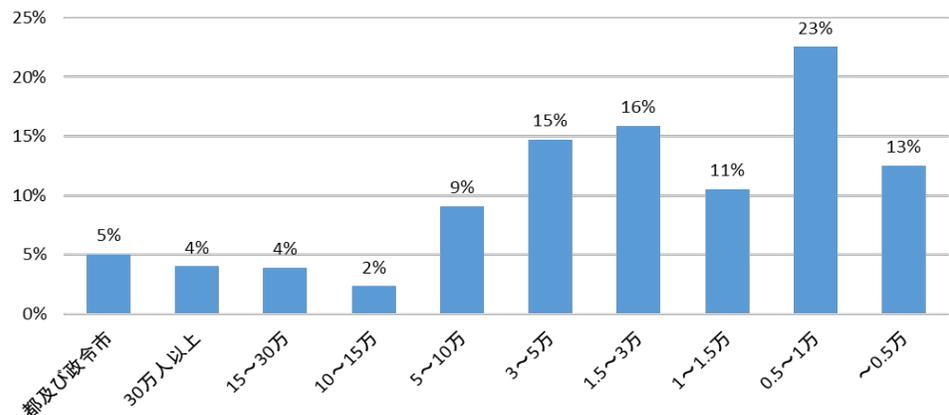
※加重平均により算出

令和2年度地方公営企業決算状況調査より

【水道への投資額の推移】



上水道事業における給水人口別団体数に占める赤字団体の割合



令和2年度地方公営企業決算状況調査より

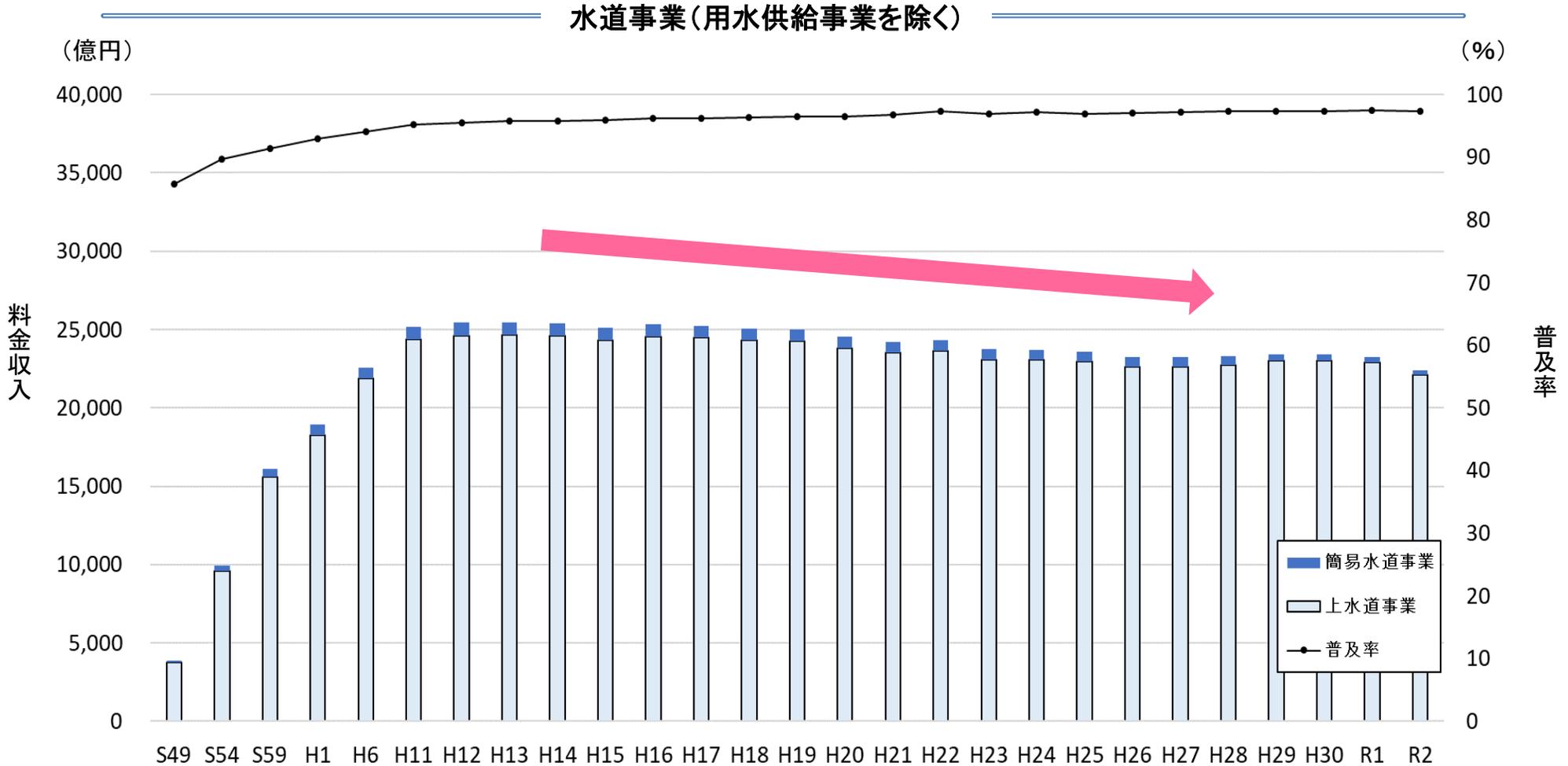
【管路経年化率及び管路更新率の現状】



出典：日本水道協会 水道統計

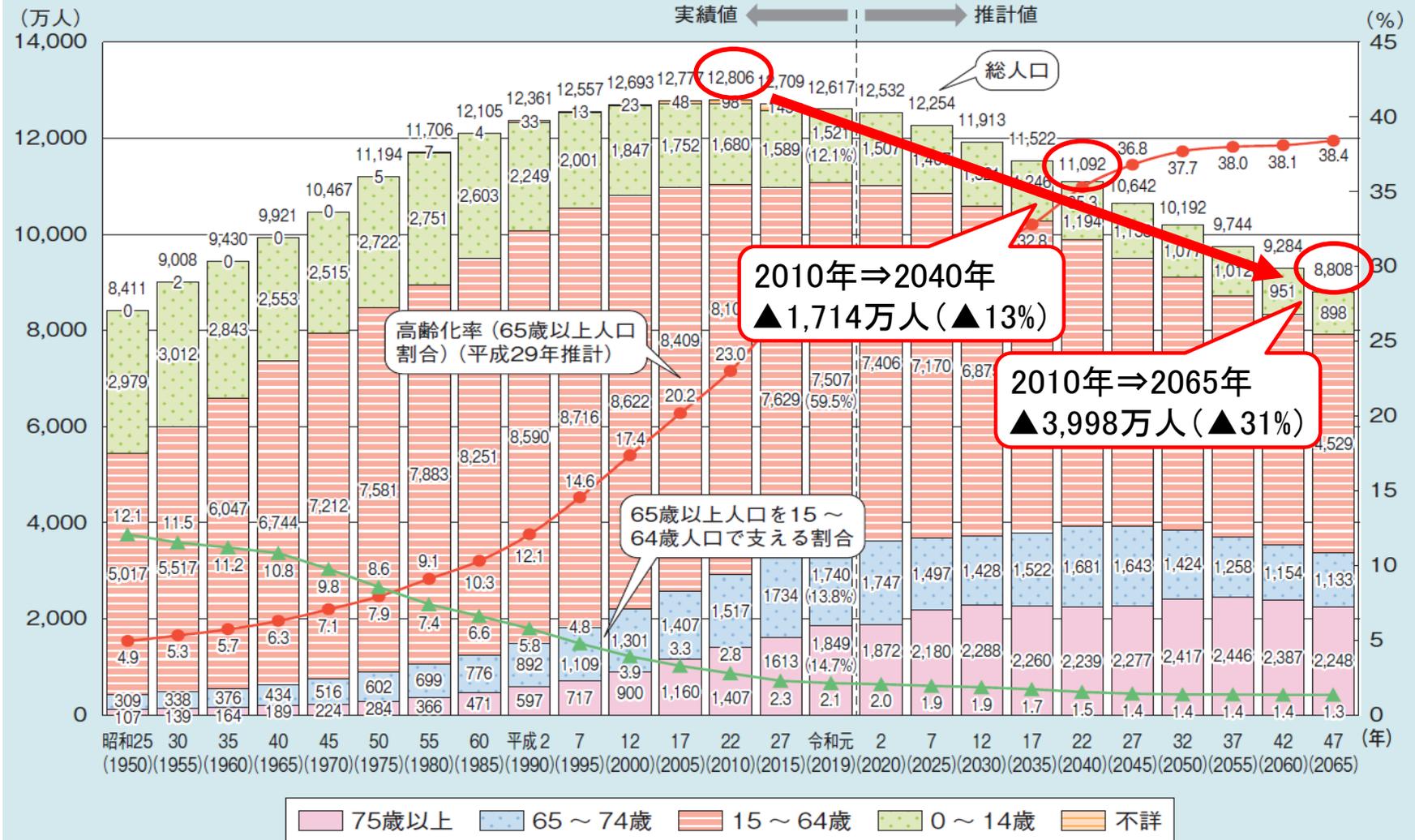
水道事業の料金収入の推移

○ 水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来、節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少傾向にある。



日本の人口推移

○ 日本の総人口は、平成22年(2010年)の1億2,806万人をピークに、2040年には1億1,092万人(13%減)、2065年には8,808万人(31%減)になると予想されている。



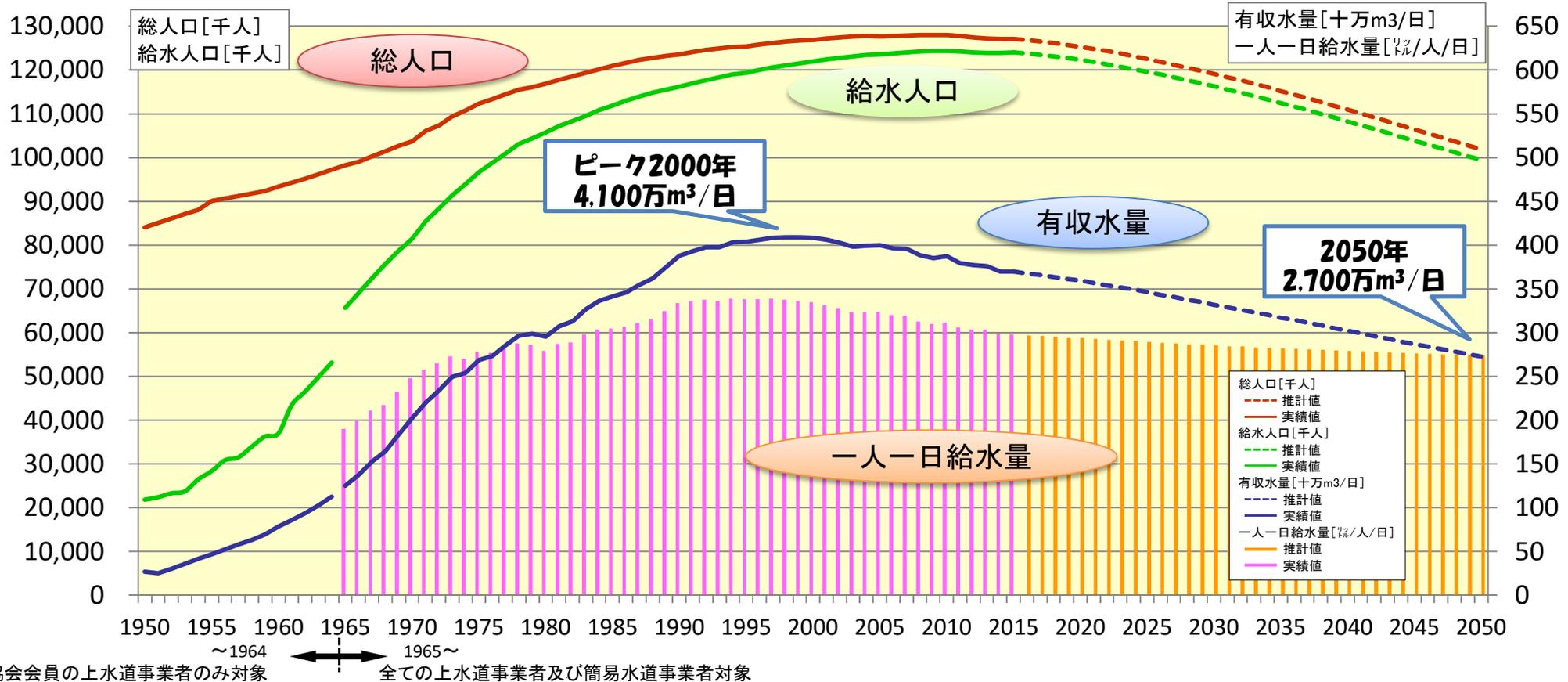
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は総務省「人口推計」（令和元年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(出典) 令和2年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

水道事業の将来の需要水量

水道事業の将来の需要水量(上水道事業)

○日本の人口変動や節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は2000年(平成12年)をピークに減少しており、2050年(令和32年)頃にはピーク時の約2/3程度まで減少する見通し。



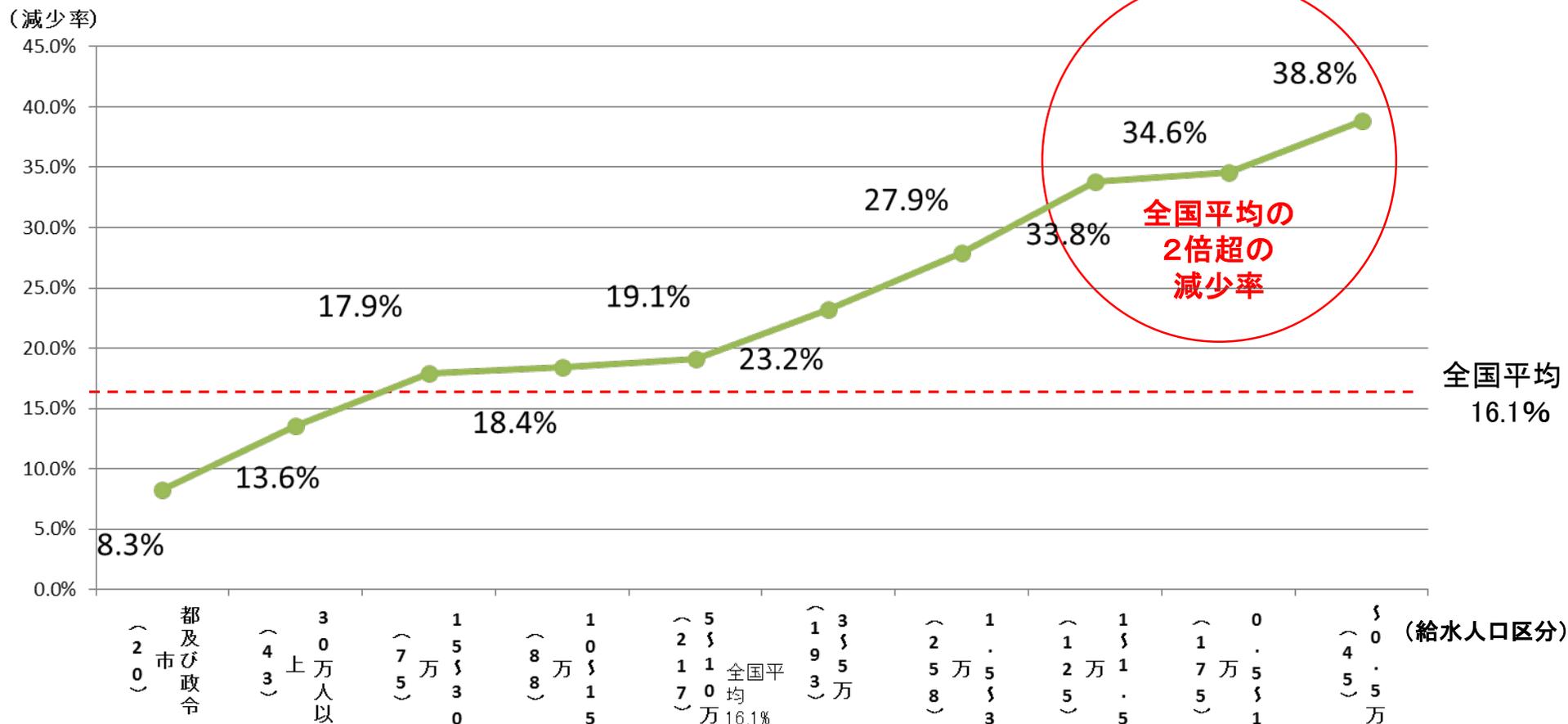
【実績値(～2015)】水道統計(日本水道協会) 「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量=有収水量÷給水人口

【推計方法】

- ①給水人口：日本の将来推計人口(平成29年推計)に、上水道及び簡易水道の普及率(H27実績97.6%)を乗じて算出した。
- ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口
家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。
- ③一人一日給水量：一人一日給水量=有収水量÷給水人口

給水人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)

- 給水人口規模別に、人口減少率(2010年→2040年)をみると、規模の小さな団体ほど人口減少率が高くなっている。特に、給水人口が1.5万人未満の団体は、全国平均(16.1%)の2倍を超える減少が見込まれている。

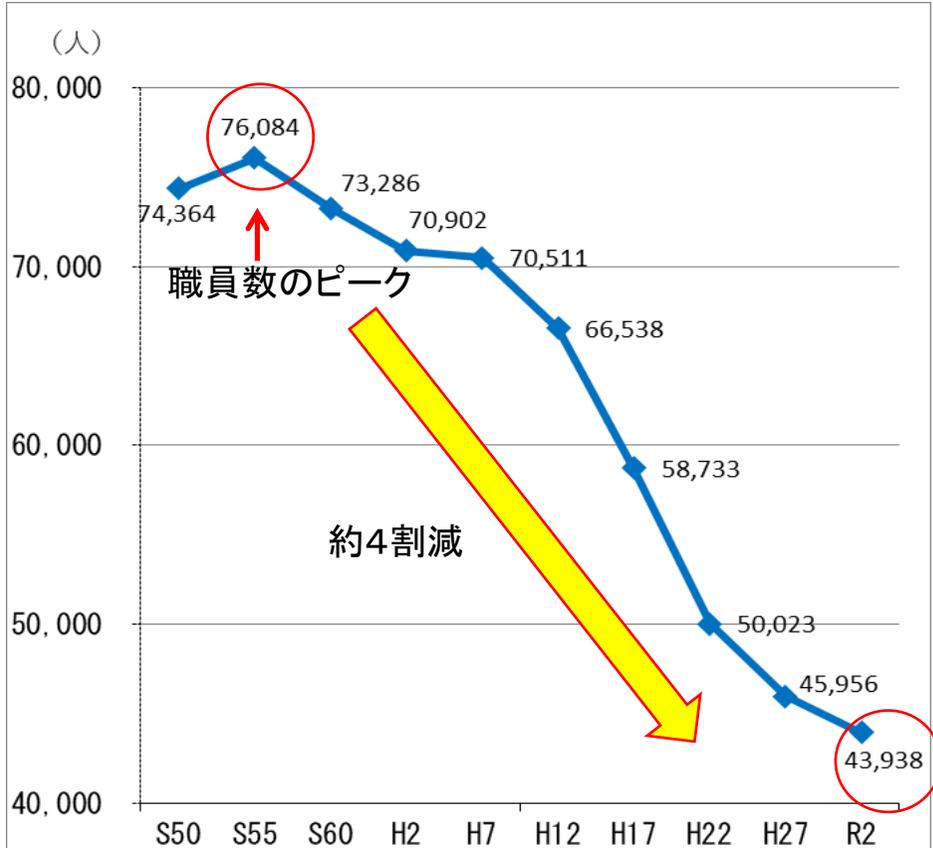


- ※ 2010年から2040年の人口減少率
- ※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均
- ※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

職員数の推移

○ 職員数は減少しており、平均職員数は給水人口の少ない団体ほど少ない。

職員数の推移



※「職員数の推移」グラフは、用水供給事業の職員数を含む

出典：総務省 地方公営企業決算状況調査

給水人口別の平均職員数

平成18年度				令和2年度				増減			
現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)
末端上水	50,300	1,329	38	末端上水	39,426	1,251	32	末端上水	-10,874	-78	-6
30万人以上	26,330	66	399	30万人以上	21,686	70	310	30万人以上	-4,644	4	-89
15~30万人	6,328	72	88	15~30万人	5,219	77	68	15~30万人	-1,109	5	-20
10~15万人	4,097	89	46	10~15万人	2,716	86	32	10~15万人	-1,381	-3	-14
5~10万人	6,047	226	27	5~10万人	3,962	198	20	5~10万人	-2,085	-28	-7
3~5万人	3,145	212	15	3~5万人	2,384	204	12	3~5万人	-761	-8	-3
1.5~3万人	2,606	289	9	1.5~3万人	1,954	252	8	1.5~3万人	-652	-37	-1
1~1.5万人	1,169	218	5	1~1.5万人	692	133	5	1~1.5万人	-477	-85	0
1万人未満	578	157	4	1万人未満	813	231	4	1万人未満	235	74	0
簡易水道事業	2,422	888	3	簡易水道事業	741	474	2	簡易水道事業	-1,681	-414	-1
法適用	73	24	3	法適用	224	96	2	法適用	151	72	-1
法非適用	2,349	864	3	法非適用	517	378	1	法非適用	-1,832	-486	-1

3. 今後の対応の方向性

水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要不可欠なライフライン
2. 経営環境が急速に悪化することが想定される
 - ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下
 ≪2065年の需要水量はピーク時より約4割減少
 - ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大
 ≪H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、管路経年化率は14.8%となり上昇傾向
3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

持続的な経営を確保するための基本的な考え方

- 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

＜適切なアセットマネジメントに基づく更新＞

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

＜料金収入の確保＞

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

＜広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進＞

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

今後の具体的な取組方策

1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)
 - ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
 - ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる
- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

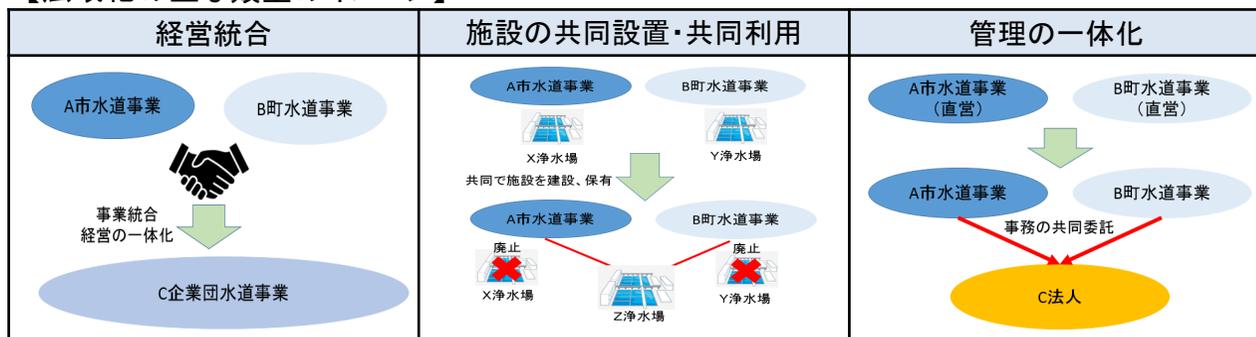
「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要があり、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

【広域化の主な類型のイメージ】



水道事業の持続的な経営の確保のための方針(平成31年1月25日付け公営企業3課室事務連絡)

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保のために、「水道財政のあり方に関する研究会」報告書を踏まえ、下記事項について積極的に取り組まれない。

今後の具体的な取組方策

1. 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進すること。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できること。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果が期待できること。
- このため、各都道府県においては、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定し、その取組を推進すること。また、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組むこと。

2. アセットマネジメントの充実

- 水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めること。
- アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めること。

3. 着実な更新投資の促進

- 水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めること。
- このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても着実な更新投資が実施されるよう、地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても、適切に対応すること。

4. 料金収入の確保

- 資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、料金収入の大幅な減少が懸念されるため、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的に料金水準を改定すること。

5. 民間活用の推進

- 広域化と併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組も積極的に検討すること。

6. ICT、IoT等の先端技術の活用

- 既に、多くの水道事業において、浄水場等の集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されていること。
- 今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、実証実験の結果を踏まえ、活用を検討すること。

3-1. 広域化の推進

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

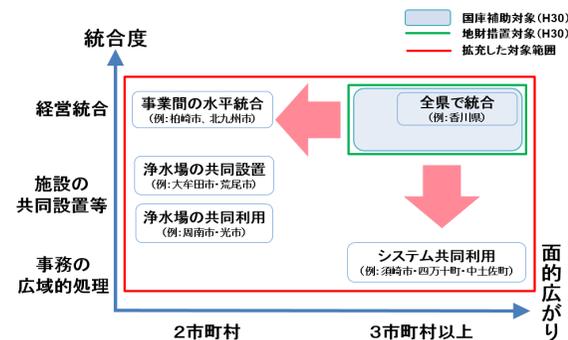
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
令和4年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域との方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。(H31.3発出)
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組む**ことが重要。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R2.9.30時点)

- 令和2年度に、**全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。**
- **既に策定済の団体が5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。**

各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く (凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○
2	青森県	○	○	○
3	岩手県	○	○	
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○		
6	山形県	○	○	○
7	福島県	○	○	
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	○	○	
10	群馬県	○	○	
11	埼玉県			
12	千葉県	○	○	○
13	東京都			
14	神奈川県	○	○	
15	新潟県	○	○	○
16	富山県	○	○	
17	石川県	○		
18	福井県	○		
19	山梨県			
20	長野県	○	○	
21	岐阜県	○	○	○
22	静岡県	○	○	○

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県	○		
24	三重県	○	○	○
25	滋賀県	○	○	○
26	京都府	○	○	○
29	奈良県	◎	◎	○
30	和歌山県	○	○	○
31	鳥取県	○	○	○
32	島根県	○	○	
33	岡山県	○	○	
35	山口県	◎	◎	
36	徳島県	◎	◎	◎
38	愛媛県	○	○	
39	高知県	○	○	○
40	福岡県	○	○	
42	長崎県	○	○	○
43	熊本県	○		
44	大分県	○	○	
45	宮崎県	○	○	
46	鹿児島県	○	○	
47	沖縄県	○		
◎(完了)計		4	4	1
○(策定中)計		35	29	17

※ 「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付通知)において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

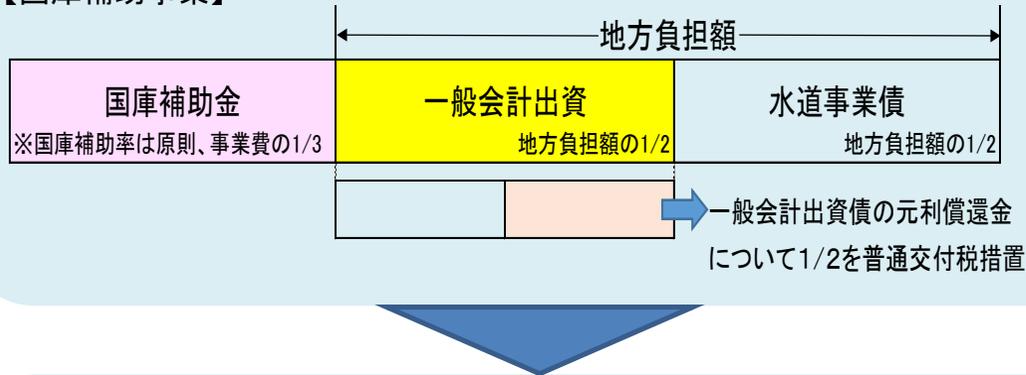
※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内部的な検討・調整を始めている場合がある。

広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

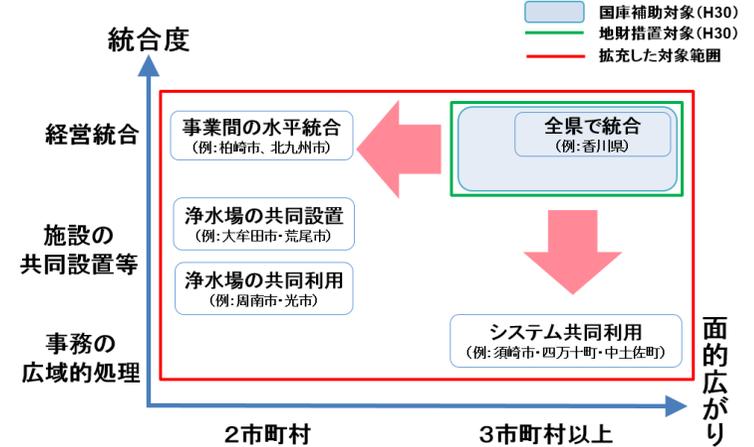
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】



(参考)広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

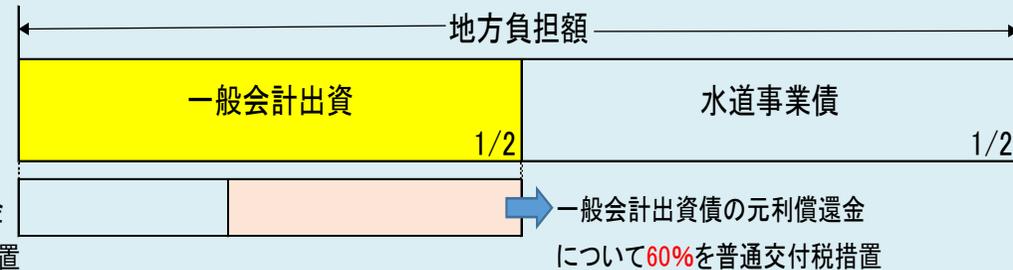


<R元～>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



【地方単独事業】(新規)



第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

(地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革)

地方自治体業務改革・デジタル化、地方公営企業改革、上下水道の広域化・料金の適正化、地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革・EBPM(証拠に基づく政策立案)を引き続き推進する。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の用途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。総務省は、デジタル化等による地方公会計の財務書類等を始めとする地方財政データのより迅速な公表に取り組む。

【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する。

広域連携の推進

(出典)厚生労働省資料

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている) 	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる) 	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が13市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等) ・ 総務系事務の共同実施、共同委託 	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続 	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等 	多数

水道広域化の類型化

(出典)厚生労働省資料

	垂直統合型	水平統合型	弱者救済型
形態※	水道用水供給事業と受水末端水道事業の統合	複数の水道事業による統合	中核事業による周辺小規模事業の吸収統合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 既に施設が繋がっているため、施設の統廃合を行いやすい <u>末端水道事業が所有する水源や浄水場等の廃止が可能</u> 施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制 水源から蛇口までを一元的に管理でき、安全度が向上 	<ul style="list-style-type: none"> 経営資源の共有化 <u>規模の拡大に伴い、業務の共同化や民間委託の範囲拡大等により効率的な事業運営が図れる</u> 施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制 	<p>(中核事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>中核事業体としての地域貢献</u> <p>(小規模事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金の上昇を抑制 給水安定度の向上 <u>事業基盤が安定</u>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 給水安定度向上のためには、末端水道事業間の連絡管整備が必要となり、事業費の増大となる場合がある <u>水道料金上昇が伴うと、料金決定が困難になる場合がある</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地理的条件から施設統廃合ができない場合に、統合によるメリットは少なくなる <u>水道料金上昇が伴うと、料金決定が困難になる場合がある</u> 	<p>(中核事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水条件の悪い事業を統合する場合は、<u>経営的な負担が増す</u> <p>(小規模事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合に伴う施設整備費、出資金及び借金の清算等、<u>広域化にあたり財政負担が発生</u>

※ 経営統合を含む。

近年における広域連携の実施例

(出典)厚生労働省資料

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	約440,000人 ※5市7町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営の一体化を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営を統合	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が統合	4年

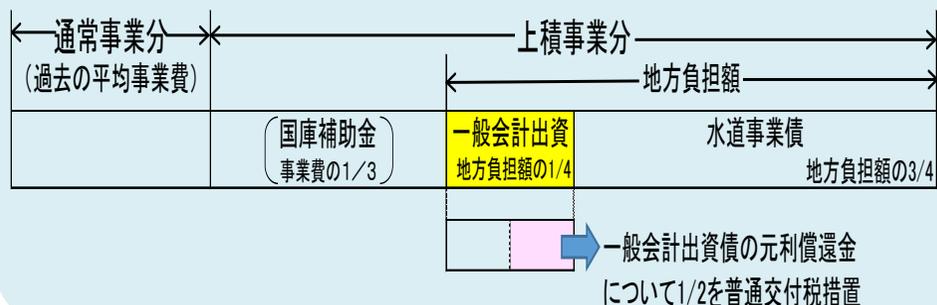
3-2. 着実な更新投資の促進と災害対策の推進

水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充（令和元年度～5年度）

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、**管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長**（R元～R5まで）
- **経営条件の厳しい団体**について、**一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充【特別対策分の創設】**（R元～R5まで）

<～H30>

※地方単独事業も対象



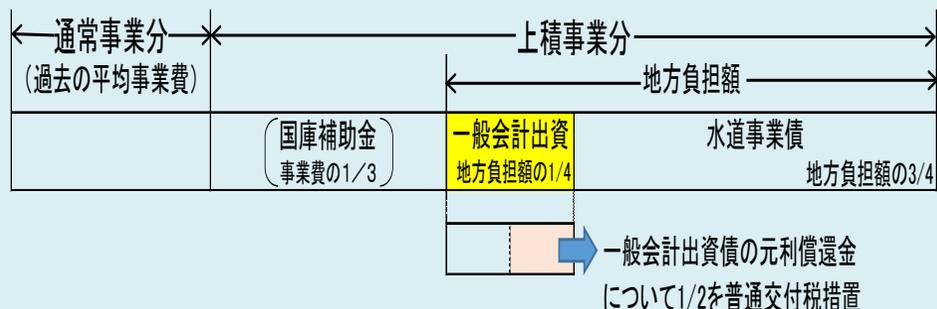
(参考)特別対策分の要件

供給単価が全国平均以上であり、次の要件①または②を満たす団体

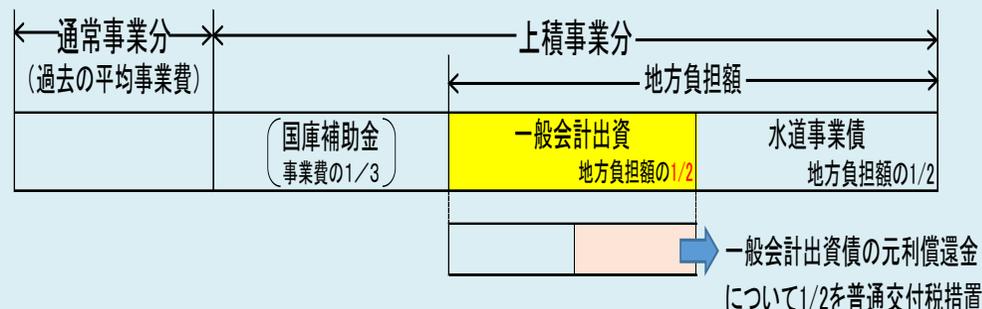
- ①有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上
- ②有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が全国平均の2倍以上

<延長・拡充後（R元～R5）> ※地方単独事業も対象

【一般分】(延長)



【特別対策分】(新規)

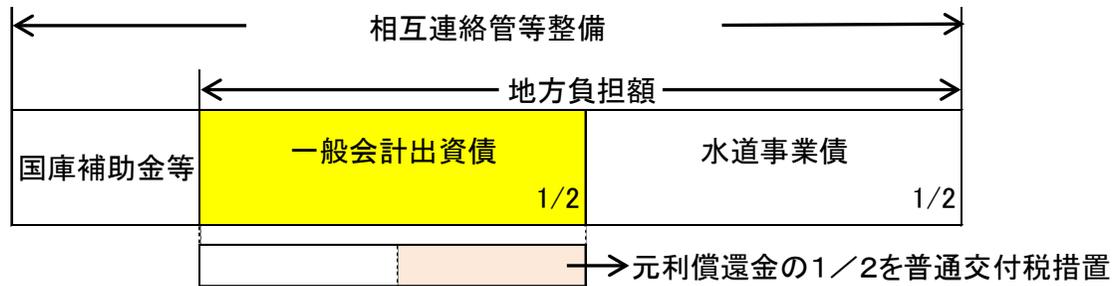


災害対策事業(相互連絡管等整備等、基幹水道構造物耐震化)【上水】

【措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

①相互連絡管等整備等(H7～)

送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業及び自家発電設備の整備事業(更新・改築事業を除く。)



②基幹水道構造物耐震化(H21～)

浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業(更新・改築事業を対象。ただし、耐用年数経過施設の更新・改築事業は除く。)

